

岡山市塩ビ汚水柵用鑄鉄製蓋（差し口形ワンタッチ）仕様書

平成 21 年 4 月
岡山市下水道河川局

1. 適用範囲

この仕様書は、岡山市塩ビ汚水柵用鑄鉄製蓋（差し口形ワンタッチ）に適用する。

2. 材質

2-1 ふた単体及び受枠

ふた単体の材質は JIS G5502（球状黒鉛鑄鉄品）の「FCD450」と同等以上とする。受枠の材質は JIS G5502（球状黒鉛鑄鉄品）の「FCD450」と同等以上、あるいは JIS G5501（ねずみ鑄鉄品）の「FC200」と同等以上とする。ただし、柵本体に挿入する部分については、硬質塩化ビニル製とする。

2-2 シールリング

JSWAS K-7（下水道用硬質塩化ビニル製ます）の「硬質塩化ビニル製ふた」の基準によるものとする。

3. 品質

3-1 外観

JSWAS G-3（下水道用鑄鉄製防護ふた）の基準によるものとする。

3-2 構造

JSWAS K-7（下水道用硬質塩化ビニル製ます）の「硬質塩化ビニル製ふた」の基準によるものとする。

3-3 形状及び寸法

岡山市下水道設計標準図によるものとする。

3-4 性能

ふたは、5. によって試験したとき、表-1 に適合しなければならない。

表-1 ふたの性能

性能項目	性能
耐荷重性	6KN の荷重で割れ及びひびのないこと。
水密性	10mm の水深で漏れがないこと。

4. 塗装

JSWAS G-3（下水道用鑄鉄製防護ふた）の基準によるものとする。

5. 試験方法

JSWAS K-7（下水道用硬質塩化ビニル製ます）の「硬質塩化ビニル製ふた」の基準によるものとする。ただし、ふた単体及び受枠の材質に関しては、JIS G5502（球状黒鉛鑄鉄品）あるいはJIS G5501（ねずみ鑄鉄品）の基準によるものとする。

6. 検査

ふたの検査は5. によって試験し、2. 及び3. の規定に適合しなければならない。また、本市が再検査の必要があると認めた場合は、抜打ち検査を行うことがある。

7. 表示

ふた裏面には容易に消えない方法で、次の事項を表示しなければならない。

- （1）種類又はその略号
- （2）ふた単体の材質記号（例：FCD450等）
- （3）ます径
- （4）製造年又はその略号
- （5）製造業者名又はその略号

8. 疑義

以上の事項に該当しない疑義が生じたときは、本市の指示又は両者協議の上、これを決定するものとする。